

大阪広域環境施設組合規則第12号

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を
改正する規則

大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（平成27年規則第66号）の一部を次のように改正する。

附則第7項2号中「100分の5」を「負傷の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日における法定利率」に改める。

附則第8項中「100分の5」を「前項第2号に規定する法定利率」に改める。

附則第14項第2号中「100分の5」を「死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日における法定利率」に改める。

附則第15項中「100分の5」を「前項第2号に規定する法定利率」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円

70歳以上	3,970円	13,342円
-------	--------	---------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額（大阪広域環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例（平成27年条例第40号）第5条に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。